

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

はじめに

（機構の使命）

機構は、人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金（以下「基金」という。）を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念することを目的として発足した。

機構は、大学等の各種研究機関等の英知を結集して、自立した森づくりのための先進的手法の開発・研究・実践・情報発信を行うとともに、豊かな緑の中での自然学習機会や諸活動を通じた人々の交流による相互理解を深める機会の提供等に一層取り組むこと、また、日本万国博覧会記念公園（以下「公園」という。）で行われる環境保全に向けた新しい技術開発、健康増進や文化創造など、時代に対応した取組みに対して積極的に支援し、我が国と国際社会の発展に引き続き貢献していくことが求められている。

また、基金については、これを適正に管理し、確実かつ有利な方法により運用する必要がある。また、機構が実施している公園事業と基金事業は、日本万国博覧会の成功を記念し、その理念と資産を後世に継承していくことを目的としており、両事業は車の両輪のごとく不離一体の関係にある。したがって、今後とも両事業の更なる連携強化を図り、日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい諸活動に対し助成金を交付することにより、社会的要請に応えていくことが必要である。

一方、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、平成 22 年 12 月に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されたところ。

当該閣議決定において、公園事業は大阪府へ移管、基金事業は当面事業を継続しつつ、扱いを決定、公園事業勘定の投資有価証券の扱いは国出資見合い分の国庫返納、法人の見直しは大阪府との協議を前提に機構を廃止、とされた。

機構は、国と大阪府との協議が整い、機構を廃止するまでの間、これらの環境に応じた業務運営を行っていく必要がある。

1. 中期目標の期間

機構の第2期中期目標期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間（当該期間内に機構を廃止した場合にはそれまでの期間）とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

機構は、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、独立採算により公園事業と基金事業を不離一体のものとして、効率的かつ効果的に運営することとし、第1期中期目標期間における効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から、以下のとおり総費用の削減を行う。

(1) 共通事項

① 一般管理費（総人件費を除く。）の削減

中期目標期間中に一般管理費を、平成18年度と比べて6.7%以上削減する。

② 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施する。

加えて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革に係る取組を平成23年度まで継続するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

また、万博機構の給与水準（平成21年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で111.2となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き上げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図るほか、引き続き、給与水準が十分に国民の理解を得られるようなものになっているか等、勧告の方向性に記載された内容について検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

③ 業務の更なる民間開放

第1期中期目標期間において、機構が実施している業務のうち、公園の整備・運営に関して行われている業務については、既に施設運営・管理、動植物管理、利用者サービス等について民間開放を実施しているが、更なる業務効率化を図る観点から、民間開放の対象業務拡大について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

④ 経費節減について、民間のノウハウを活用し、例えば、汎用品の活用等によりコストの削減を図る。

⑤ 組織体制の見直し、業務処理の効率化を図り、また事業の実績評価を確実に

い、更なる問題点の把握及びその改善に努める。

- ⑥ 職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力向上を図る。

(2) 公園に関する事項

- ① 中期目標期間中の公園整備については、利用者の便益の向上等、真に必要なものに限定して行うものとし、その総額は、第1期中期目標期間の実績（平成16年度から平成18年度の実績×5/3 5,253百万円）を上回らないようにする。
- ② 公園の整備・管理業務に関する契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組みにより、随意契約の適正化を行う。
 - イ 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」及び平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、その取組状況を公表する。
 - ロ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。
- ③ 公園敷地の有効活用を図るため、未利用地（外周緑地等）については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、賃貸等、収益性を重視した土地の有効活用を行う。また、ネーミングライツの売却については、利用団体の意向を踏まえつつ、検討を行う。

(3) 基金に関する事項

基金の運用について確実かつ有利な運用に努める。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 公園に関する事項

- ① 利用者に対するサービスの向上
 - イ 機構は、公園利用者等のニーズを的確に把握し、質の高いサービスの提供に資するものとする。また、公園施設及び公園内で実施する各種イベント等に関して、利用者の満足度を把握し、その向上に努めるものとする。
 - ロ 機構は、日本庭園・自然文化園の入園者数及びスポーツ施設等の利用件数については、平成17年度から平成21年度の実績（7,786千人、61,570件）を上回るようにする。
- ② 環境保全への積極的な貢献
 - イ 自立した森再生への取組
機構は、一度崩壊させた自然を人間の手で再生させ、生物多様性に富んだ安

定した森を形成するという壮大な実験を今後とも継承し、この取組みにおける調査研究の成果を整理・蓄積するとともに、対外的に情報発信していくことにより、環境保全に積極的に貢献する。

ロ 環境問題への対応

機構は、地球温暖化やヒートアイランド現象等として顕在化している今日的な環境問題に対応していくため、公園の豊かな緑により環境的役割を果たすことに加えて、社会的役割として公園内において、循環型社会形成に資するため環境保全のためのモデル的な取組みを実践・支援し、これを社会に還元していく。

③ 民間団体との協働による地域社会への積極的な貢献

機構は、公園の運営にあたっては、様々な場面において、公園の利用者、地域住民、NPO 法人等の多様な主体者が、それぞれの役割を果たしながら課題を解決していくため、自然との共生を含めた豊かな地域社会の実現に向けた協働の仕組みづくりを行うものとし、これら各主体と協働で、環境学習等各種学習機会の提供、学校等への教育の場の提供等を行う。

また、公園を地域における広域避難場所等として提供するなど、地方公共団体の防災行政に積極的に貢献する。

(2) 基金に関する事項

① 効果的な助成金の交付

助成の対象については、機構が助成の優位性を発揮できる、環境・公園に関係する事業等へ重点化する。

② 助成対象事業についての事後評価の実施

機構は、助成対象事業について、事後評価を実施するものとし、その結果を、効果的な助成金の交付となるよう、助成の対象の選考に的確に反映させる。

③ 助成金の交付に係る選考手続き等における客観性及び透明性の確保

イ 機構は、助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るものとする。

ロ 機構は、申請者の利便性を考慮し、ホームページ等に募集要項及び採択基準を公開するとともに、申請状況並びに助成先、助成額及び助成理由等の採択結果を公開する。

また、助成を受けた団体の経理状況や助成事業の成果等について、調査を行うとともに、助成内容・交付先等についてホームページ等により公表し、透明性の確保に努める。

ハ 機構は、助成を受けた事業が基金により行われているものであることが、広く社会に浸透するよう工夫を行う。

④ 民間の知見の活用

機構は、基金に関する業務について、一層の民間の知見を取り入れることにより、効率的かつ効果的な助成金の交付となるようにする。

(3) 公園事業への繰入れの拡大

機構は、公園の施設整備のため、基金の運用益の公園事業への繰入れを増やすものとし、低廉な公園入場料の維持に努めるものとする。

(4) 基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保

- ① 機構は、基金の運用及び管理において、安全性に十分留意する。
- ② 機構は、基金により生じた運用益の使途を明確にする。

4. 財務内容の改善に関する事項

機構は、業務運営の効率化により経費を削減するとともに、業務内容に応じて可能な範囲で収入の増大に努めることにより、健全な財務内容を維持する。

(1) 公園に関する事項

機構は、公園入場料等収入を、平成 17 年度から平成 21 年度の実績（6,957 百万円）よりも増加させる。

(2) 基金に関する事項

機構は、基金の実質的価値を保全するため、各事業年度において運用利益金の未使用分を積立金として計上し、中期目標期間終了時に積立金の基金への組入れを行う。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

機構は、業務運営の効率化、業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に関する計画を定め、それを着実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(2) 施設及び設備に関する計画

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、中期目標期間内に実施する施設、設備の整備計画を策定するものとし、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(3) 公園内の安全管理

機構は、公園利用者の安全確保のため、公園内の施設の管理方法、委託契約の内容等について、安全に配慮する観点から必要な見直しを行うとともにその取組状況を公表する。